

「大阪市手話に関する施策の推進方針」の改訂について

大阪市こころを結ぶ手話言語条例附則第 2 項に基づき、条例の施行状況の検討を実施

【参考】条例附則第 2 項

市長は、この条例の施行の日から起算して 3 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

大阪市の取組

○条例施行後の各所属での手話に関する主な取組・・・資料 5 - 2

○手話に関する施策の現状・・・資料 5 - 3

大阪市こころを結ぶ手話言語条例推進方針検討会議

○開催日

第 1 回：令和 3 年 3 月 8 日 第 2 回：令和 3 年 3 月 17 日 第 3 回：令和 3 年 7 月 16 日

○検討会議委員

梅田 ひろ子	認定特定非営利活動法人障害者放送通信機構	理事
潮谷 光人	東大阪大学	教授 【座長】
田付 英子	大阪市手話サークル連絡会	副会長
廣田 しづえ	大阪市聴言障害者協会	会長
松崎 恵美	(社福) 大阪聴覚障害者福祉会	あいらぶ工房 施設長
森田 雅子	元大阪市教育委員会事務局	指導部 インクルーシブ教育推進担当
和田 きよみ	(一財) 大阪市身体障害者団体協議会	理事

○検討会議等での意見の概要

- ・新たな制度や施策等を反映した内容にすること
- ・遠隔手話通訳用タブレット端末の利用にかかる職員への更なる周知
- ・大阪市が発信する YouTube 等の動画における字幕や手話通訳対応の徹底
- ・手話通訳者の登録者数の減少への対応 及び 手話通訳者への謝礼金の妥当性
- ・全区における手話通訳者の窓口設置
- ・学校での手話に関する取組や手話体験学習に関する実態把握等
- ・手話言語条例の市民に対する更なる周知
- ・「大阪府こめっこプロジェクト」(0 歳～未就学のろう・難聴児が集まり、遊びを通して手話(ことば)を獲得・習得する取組)等の取組を窓口・市 HP などにおいて情報発信
- ・「聴覚障害者用情報受信装置」の小学校や災害時避難所等での活用

大阪市手話に関する施策の推進方針改訂案・・・資料 5 - 4